

# 令和3年度のナラ枯れ被害の状況について

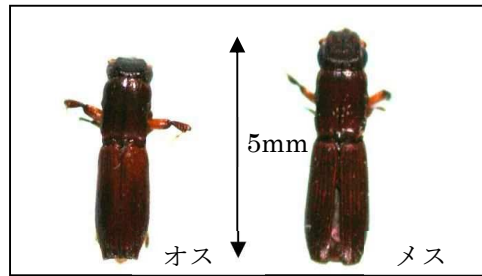
森林整備課

## 1 ナラ枯れとは

- 「カシノナガキクイムシ」がナラ類やシイ・カシ類の幹に侵入して、病原菌であるナラ菌を持ち込み、樹木を枯死させる現象（ブナ科樹木萎凋病）。
- ナラ菌に感染しても枯損するものは2～5割であり、地域の森林を絶滅させるような被害が発生するものではないが、一度被害が発生すると、その周辺へ拡大する可能性がある。

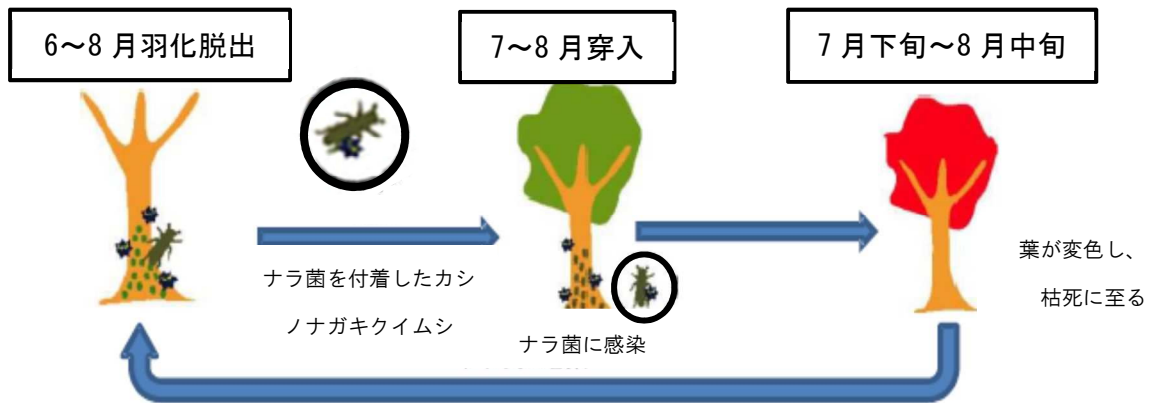


葉が赤褐色になって枯死した被害木



カシノナガキクイムシ

## 2 ナラ枯れのメカニズム



- カシノナガキクイムシの羽化・脱出が始まる時期（翌春の5～6月末）までに、伐倒くん蒸等による被害木の処理が必要。

### 伐倒くん蒸処理



被害木を伐倒、玉切り、集積し、全体をシートで被覆密閉して薬剤でくん蒸する方法

### 立木くん蒸処理



被害木を伐倒せず、立木のまま樹幹に注入孔を開けて薬剤を注入する方法

### 粘着シート設置



シートの粘着面を被害木の樹幹に向けて貼り付け、内部の虫が羽化脱出する際に捕殺する方法

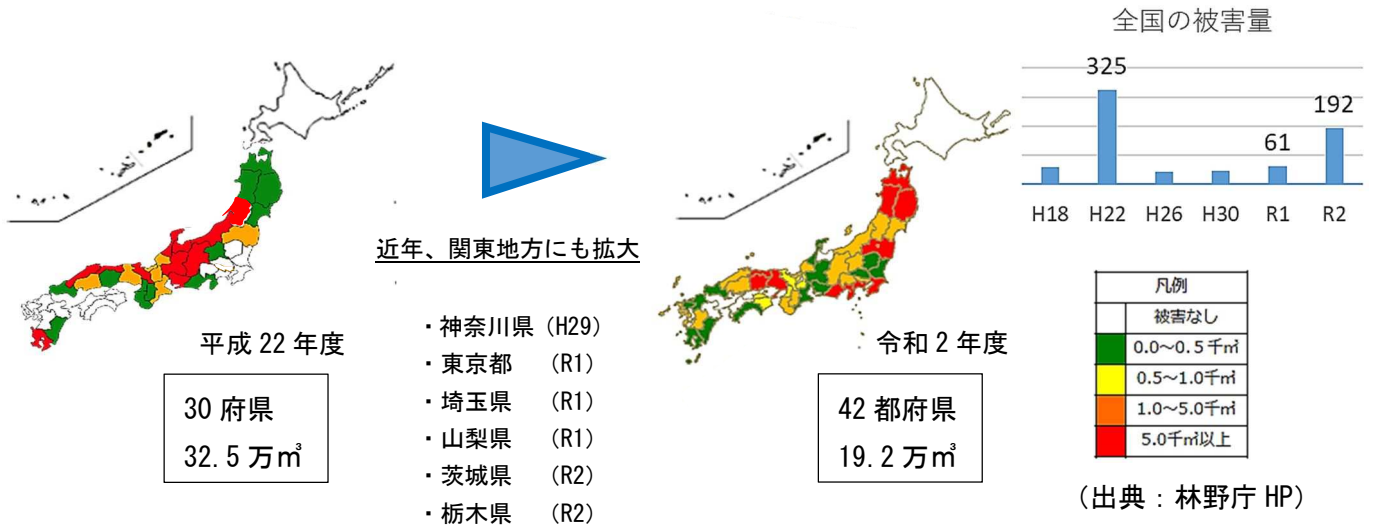
### 破碎処理



被害木を破碎処理（チップ化）し、幼虫を物理的に殺虫する方法

### 3 全国における被害状況

- 全国のナラ枯れ被害は、平成 22 年度をピークに減少傾向であったが、近年、関東地方にも被害が広がり、令和 2 年度の被害量は、19 万 2 千 m<sup>3</sup> となり、令和元年度被害量 6 万 5 千 m<sup>3</sup> の約 3 倍となっている。



### 4 本県における被害状況

- 本県では、令和元年度に身延町、南部町、山中湖村で初めてナラ枯れ被害が確認され、令和 2 年度には、3 町村のほか、甲府市、富士吉田市、都留市、笛吹市、早川町、道志村、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町を加えた 12 市町村に被害が拡大。

- 本年度においては、被害調査期間 (9 月 1 日 ~ 11 月 10 日) を設定し、県内全域で調査を実施したところ、令和 2 年度に被害が確認されていた 12 市町村に大月市、上野原市、西桂町を加えた 15 市町村の森林で合計約 9,400 m<sup>3</sup> の被害を確認。各市町村の被害量は、表 1 のとおり。

表 1 市町村別森林被害量

市町村名	材積 / m <sup>3</sup>	
	R2 年度	R3 年度
甲府市	2	26
富士吉田市	8	213
都留市	1	212
大月市		5
笛吹市	8	45
上野原市		43
早川町	3	29
身延町	548	1,801
南部町	1,205	2,108
道志村	56	1,162
西桂町		6
忍野村	25	193
山中湖村	704	2,898
鳴沢村	21	99
富士河口湖町	251	533
合計	2,831	9,373
被害市町村数	12 市町村	15 市町村

## 5 本県の対応

- 被害拡大を防止するためには発生初期段階における徹底した防除が重要であることから、カシノナガキクイムシが翌春、羽化脱出する時期（令和4年5月末から6月末）までに、国、市町村と連携しながら、伐倒くん蒸、立木くん蒸、粘着シート設置、被害木の破砕、焼却等の方法により処理を行う予定。
- また、ナラ枯れ被害木の適切な処理、利用を通じて、森林資源の有効活用もあわせて図るため、本年8月30日に「山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動等に関するガイドライン」を策定し、ナラ枯れ被害材の利用・移動、被害木の伐倒に際し、利用者等が遵守すべき事項を定めたところ。

## 6 他県における被害量の推移事例

- 過去に被害を受け、初期段階で徹底した防除を行った県においては、被害の原因となった侵入経路以外の隣接都道府県から新たな侵入がない場合、被害量は3年目にピークを迎え、その後大幅に減少している。

被害発生から3年目被害量を100としたときの被害量比率

防除区分	被害発生年	2年目	3年目	4年目	5年目
初期段階の徹底防除を実施 (地域を限定せず防除を実施)	12%	52%	100%	58%	38%
初期段階の徹底防除を実施しない (被害先端地域等、地域を限定し防除を実施)	11%	54%	100%	215%	453%



# 山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動等に関するガイドライン

令和3年8月30日  
山梨県森林整備課

## 1. 目的

山梨県では、カシノナガキクイムシが媒介する「ナラ菌」により、ナラ類やシイ・カシ類の集団枯損（以下「ナラ枯れ」という。）被害が発生している。

被害木を伐採し、適切に利用することは、森林資源の有効活用であるとともに、被害の拡大防止を図る効果がある一方で、移動や処理を行う時期・方法によっては、カシノナガキクイムシを拡散させ、新たな被害を発生させる危険性がある。

本ガイドラインは、ナラ枯れ被害を受けた木材の有効活用を促進するとともに、被害材の移動による被害の拡大を防止するため、被害材の利用・移動、被害木の伐倒に際し、森林所有者、素材生産業者、木材流通・販売業者及び利用者等が遵守すべき事項を定めるものである。

なお、本ガイドラインは新たな知見等により、随時見直しを行っていくものとする。

## 2. 語句の定義

- (1) 被害木：カシノナガキクイムシの加害を受け、穿入孔から木屑（フラス）を出している状態（カシノナガキクイムシが生息している状態）のナラ類やシイ・カシ類をいう。（加害を受けて生存している木を含む。）
- (2) 被害材：被害木を伐倒・造材したもの及び健全な状態の立木を伐採後、集積中にカシノナガキクイムシの加害を受けたものをいう。ただし、下記（3）のいずれかの処理を行った材は除く。
- (3) 被害材等の処理：次の処理を施し、カシノナガキクイムシを死滅させることをいう。
  - ① 薬剤処理：被害木や被害材を農薬取締法に基づく登録を受けたくん蒸剤（カーバム剤）によって殺虫を行うこと。
  - ② 破碎処理：被害材を木材チップパー等により破碎することをいい、本県では、厚さ10mm以下とする。
  - ③ 炭化処理：被害材を炭化すること。
  - ④ 焼却処理：被害材を焼却すること（薪としての利用を含む）。
  - ⑤ 捕殺処理：被害木から羽化・脱出するカシノナガキクイムシを粘着シート等により捕殺すること。
- (4) 処理期限：上記（3）のいずれかの処理を行う期限をいい、処理期間の末日とする。

### 3. 被害材の利用・移動等にあたり遵守すべき事項

#### (1) 被害材の処理について

被害材を処理する際の処理期間及び移動可能期間は下表のとおりとする。

処理方法	処理内容	処理期間	移動可能期間	留意点
薬剤処理	伐倒くん蒸：被害木を伐倒、玉切り、集積し、全体をシートで被覆密閉して、薬剤でくん蒸し、殺虫する。	被害発生年 11月1日 ～ 翌年初発予想日	薬剤くん蒸 ・注入開始時 から 14日間経過後	
	立木くん蒸：被害木を立木のまゝ樹幹に注入孔を開けて薬剤を注入し、殺虫する。			
破砕処理	被害材を木材チップー等により破砕（チップ）処理する。	被害発生年 11月1日 ～ 翌年2月末日	11月1日 ～ 翌年2月末日	・チップ厚は10mm以下とする。 ・3月から蛹化が始まるため、2月末日までに処理する。
炭化処理	被害材を木炭として炭化処理する。	被害発生年 11月1日 ～ 翌年初発予想日	11月1日 ～ 翌年初発予想日	
焼却処理	被害材を薪等として焼却処理する。	〃	〃	
捕殺処理	被害木から羽化・脱出する成虫を粘着シート等により捕殺する。	被害発生翌年の4月から初発予想日までに粘着シートを設置	粘着シート 撤去後	

#### (2) 被害材の利用について

被害材の主な用途と、それに対応する処理方法及び処理期間は下表のとおりである。なお、被害材を利用する際は、処理期間内に必ず処理を行うものとする。

主な用途	被害材の処理方法との適合					留意点
	薬剤処理	破砕処理	炭化処理	焼却処理	捕殺処理	
チップ	—	◎	—	—	○	チップ厚は10mm以下とする。
木炭	—	—	◎	—	○	
薪	—	—	—	◎	○	被害発生年翌年の初発予想日までに焼却利用する。
きのこ菌床	—	○	—	—	○	別途おが粉化処理する。
きのこ原木	×	—	—	—	×	
処理期間	被害発生年 11月1日 ～ 翌年初発 予想日	被害発生年 11月1日 ～ 翌年 2月末日	被害発生年 11月1日 ～ 翌年初発 予想日	被害発生年 11月1日 ～ 翌年初発 予想日	被害発生 翌年の 4月から 当年の初発 予想日まで に粘着 シート設置	

◎：処理と利用が同時    ○：処理後に利用可能    ×：利用不可

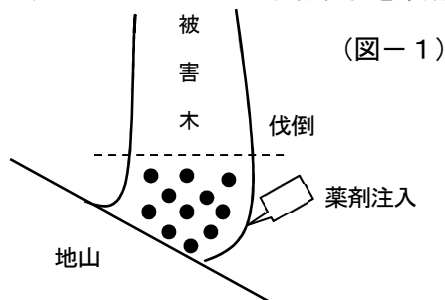
#### (3) ナラ枯れ被害材移動・処理期限通知書の通知及び提出について

被害材の処理を行うことなくチップ、木炭、薪などへの利用を目的に販売・譲渡する場合は、販売・譲渡する相手方に対し、別紙「ナラ枯れ被害材移動・処理期限通知書」を通知するとともに、その写しを伐採地が所在する林務環境事務所へ提出するものとする。

#### 4. 伐根の処理にあたり遵守すべき事項

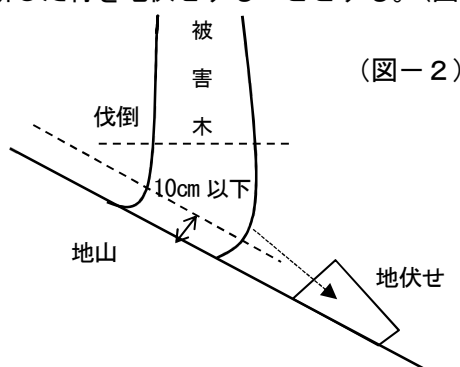
- (1) 被害木の伐根は、薬剤処理を行うこととする（図-1）。なお、被害材を薬剤処理する際、ビニールの中に伐根を入れ、くん蒸しても良い。

伐根を薬剤処理して  
残置する場合



- (2) 被害木の伐倒後、やむを得ず伐根の薬剤処理を行わずに残置する場合は、地際から高さ10cm以下となるように再切断を行い、再切断した材を地伏せすることとする。（図-2）

伐根を薬剤処理せず  
再切断する場合



#### (参考) ナラ枯れ被害のメカニズム



#### ナラ枯れに係る問い合わせ先

窓口	電話番号	FAX
中北林務環境事務所 森づくり推進課	0551 (23) 3089	0551 (23) 3097
峡東林務環境事務所 森づくり推進課	0553 (20) 2722	0553 (20) 2728
峡南林務環境事務所 森づくり推進課	055 (240) 4168	055 (240) 4189
富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課	0554 (45) 7813	0554 (45) 7807
山梨県林政部 森林整備課	055 (223) 1646	055 (223) 1678
山梨県森林総合研究所	0556 (22) 8001	0556 (22) 8002
山梨県ナラ枯れ関係ホームページ	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-sb/shinrin_naragare.html">https://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-sb/shinrin_naragare.html</a>	

(別紙)

ナラ枯れ被害材移動・処理期限通知書

年 月 日

様

住所：  
名称： 印  
(電話番号： )

この木材には、ナラ枯れ被害材が含まれていますので、「山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動等に関するガイドライン」3（3）に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 被害材の伐採地 : 市町村 地内

2 被害材の伐採時期 : 年 月 日～ 月 日

3 処理期限 : 年 月 日

4 通知事項

あなたに販売・譲渡した木材には、ナラ枯れの被害材が含まれています。被害材の適正な処理を行わないとナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、別添の「山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動等に関するガイドライン」3（2）に示す事項を遵守して、処理期限までに必要な処理を行ってください。

5 添付書類 : 山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動等に関するガイドライン